

■水産課から

中トロのようなおいしさ！ 試食会でスマの可能性を模索

11/9

愛媛大学南予水産研究センターが愛南町の新養殖魚として研究している「スマ」（地方名：オボソ、ヤイトガツオ）の試食会が、蓮乗寺の飲食店「海閣」で行われました。スマは温暖海域に生息し、外見はカツオによく似ていて味はマグロに近い魚で、愛南町でもわずかですが水揚げされています。その脂ののった身は、まさに「全身中トロ」と称されるほど



試食会で出されたスマの刺身

どのおいしさです。現在町内養殖業者2社が来年度の出荷をめぐらして養殖を行っており、その新しい特産品を全国に発信しようとして、びやびやかつお広め隊のメンバーなど25人が試食会に参加しました。試食会では、スマの出荷が始まった際にどういったメニューで提供できるかなど、愛南町の新しい特産品の誕生を期待して様々な意見が飛び交いました。

■総務課から

バスの乗り方教室を開催しました

10/29

路線バスなどの地域公共交通に親しんでもらうことを目的に、東海小学校と長月小学校でバスの乗り方教室を開催しました。

教室は、東海小が23名、長月小では31名の児童が参加し、整理券を取ってから運賃の支払いまでを行う乗車体験をはじめ、バスの機能や乗車マナーについて学習しました。この日使用し



東海小学校



長月小学校

た低床バスの機能には、車いすで乗り降りができるスロープや運転手と話ができるマイクなどがあり、児童たちは利用者やさしい配慮が多くあることを知りました。また、運転席からの死角体験では、バスには多くの死角があり付近を通行する際には交通事故に注意しなければならぬことも学びました。

■農業支援センターから

「愛南町農産物輸出促進協議会」を設立しました

10/26

愛南ゴールド及び加工品等、農産物の輸出促進を目的に、町担い手協議会、えひめ南農協、県南予地方局産業振興課、愛南町で構成する「愛南町農産物輸出促進協議会」の設立総会が、県愛南庁舎で行われました。

今後、海外の高級スーパーや見本市への参加によって、生産者所得の向上とともに、愛南町のイメージアップをめざし、販売促進活動を展開していきます。

事業への参加も含め、詳しくは、農業支援センター(TEL727311)にお問い合わせください。



■保健福祉課から

個性を認め合い 共に助け合っ て暮らせるまちづくりを

「であい ふれあい 愛南フェスタ」は、「障害者と健常者のふれあい広場」、「人権フェスティバル」、「こころの健康大学」のイベントを統合して平成18年から合同開催され、10年目となった今年、ひとつの節目を迎えました。

今年是一本松山村開発センターで開催し、小中学生や高校生75名が、ハンディのある方と一緒にボランティアで会場を盛り上げてくれました。参加した中学生からは、「障害者の方も一般の方もみんなが笑顔になれた」、「人と関わったことで人の優しさに触れられて、とても嬉しかった」などの感想がありました。



■総務課から

「宝くじ助成事業」で 秋祭り用具を整備しました

(二財)自治総合センターの「平成27年度コミュニティ助成事業」の助成を受け、四つ太鼓台や唐獅子の頭など節崎地区が秋祭りで使用する用具が新調されました。

この事業は『宝くじの社会貢献広報事業』の一環で実施され、同センターが受け入れた宝くじ収益金を財源として、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることをめざすもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備を行っています。



■総務課から

暴力団排除活動の積極的推進で表彰を受けました

「暴力追放JUMIN大会」を開催するなど暴力団排除活動を積極的に推進する愛南町が、10月30日に松山市で行われた「暴力追放県民大会」で(公財)愛媛県暴力追放推進センターから表彰されました。

これを受け、清水雅文町長と徳永鉄則愛南警察署長は、暴力団のいない安全で安心な明るい町づくりに向けて今後も更に連携を強めることを確認しました。



■御荘霊苑から

会食室、多目的室が完成しました

◆会食室(洋室)

精進上等に使用

使用料 10,000円

(町内にお住まいの方、2時間)

◆多目的室(和洋室)

少人数の通夜、親族控え、葬儀及び精進上等に使用

使用料 40,000円

(町内にお住まいの方、1日)

■問合せ

御荘霊苑 TEL 7214420

本誌9月号でもお知らせしたとおり、引き続き改修工事を行ってまいりますので、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■教育委員会から

新教育長に中村維伯氏が就任しました

11月10日、平成27年第2回愛南町議会臨時会が開催され、任期満了に伴い、中村維伯氏(柏崎)を11月16日付けで任命することに同意しました。

教育長と教育委員長を統合する新教育委員会制度が4月から始まっており、愛南町では、中村教育長が、新制度に基づく最初の教育長となりました。

中村教育長は、昭和58年に旧内海村役場に入り、合併後は水産振興室長などを歴任した後、平成22年から水産課長を務めていました。



中村維伯教育長

■総務課から

町職員の人事異動をお知らせします

11月16日付けで、次のとおり人事異動がありましたのでお知らせします。

新任	旧任	氏名
水産課 課長	水産課 課長補佐 (兼)建設係 係長	(昇格) 松本 盛男

■生涯学習課から

えひめ国体大会運営ボランティアを募集します

平成29年度に開催される「愛媛県えひめ国体」と平成28年度に開催されるリハーサル大会の運営にご協力いただけるボランティアを募集します。たくさんのご応募をお待ちしています。

募集人数 100名程度
募集期間 平成29年3月31日(予定)まで
その他 応募要件、応募方法、活動期間等、詳しくはお問い合わせください。

活動内容 来場者受付、会場案内、接待、競技会場の美化・清掃等

■問合せ

生涯学習課 TEL 731112

マイナンバーを記載した

「通知カード」は届きましたか



○「通知カード」が

届いていない場合

平成27年11月に個人番号(マイナンバー)を記載した「通知カード」を転送不要の簡易書留で世帯主の方に郵送してあります。次のような様々な理由で受け取りできていない方は、手続きをお願いします。

(1) 10月5日以降に「転居」・「転入」で届いていない場合

【10月5日以降に】

「転居」手続きした場合

世帯主が「転居」した場合は、役場に「通知カード」が返戻されます(12月以降)。町民課で住所等を確認して「通知カード」に転居先住所を裏書きし、簡易書留で郵送します。また、「転居」の住民異動手続きをしていない方は、役場で手続きをしてください。

【10月5日以降に】

「転入」手続きした場合

10月5日時点で住所のあった役所へ「通知カード」が返戻された後に、新しい「通知カード」が転入先に郵送されます

(12月以降)。

(2) 世帯主の方が郵便物の転送等の手続きをしている場合

「通知カード」は郵便局から配達されずに役場町民課に返戻されます。「通知カード」が返戻された方には、普通郵便で役場町民課から「案内通知書」を郵送します。後日、役場が指定した受け取り場所(町民課及び各支所)に「案内通知書」と「本人確認書類(免許証等)」を持参し、手続きすることで、「通知カード」は受け取れます。

(3) 不在等で受け取れず郵便局の保管期間が経過してしまった場合

不在等の場合、郵便局は「簡易書留ご不在連絡票(マイナンバー専用)」を配達し「通知カード」を一週間保管後、役場町民課に返戻します。役場で一定期間(3か月程度)保管しますので、12月になっても受け取りできていない方は町民課にお問い合わせください。

※「通知カード」を本庁及び各支所で受け取るには、下記の本人確認書類等が必要ですのでご持参ください。

1 本人受取の場合

- ①一点確認(官公署が発行した顔写真付き本人確認書類) 運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等
- ②二点確認(①以外の書類で個別識別事項(氏名及び生年月日又は住所)の記載があるもの) 健康保険証、介護保険証、各種年金証書、住民名義の預金通帳、学生証等

2 代理人受取の場合

- ①本人の「1 本人受取の場合」の①又は②
- ②代理人の本人確認書類(「1 本人受取の場合」の①又は②)
- ③代理人の代理権を証明する書類
 - ア 代理人が法定代理人である場合には、戸籍謄本
その他その資格を証明する書類
 - イ 代理人が法定代理人以外の者である場合には、「委任状」等

※「通知カード」の記載項目の変更について

住所変更や氏名変更等により「通知カード」の記載項目に変更が生じた場合は、町民課及び各支所で記載事項変更の手続きをしてください(通知カードにはご自身では何も書かないようお願いいたします)。

※「通知カード」を紛失・破損した場合

「通知カード」を再発行する

か、「個人番号カード」を申請していただくこととなります。

なお、再発行には500円の手数料が必要で、後日郵送等による交付となります。

マイナンバーのお問い合わせは、コールセンター

TEL 0570-0200-0178

個人番号カードのお問い合わせは、コールセンター

TEL 0570-0783-578

問合せ

町民課 TEL 72-7300

■防災対策課から

12月21日は「えひめ防災の日」、 12月17日～23日は「えひめ防災週間」です

12月21日は、昭和南海地震（昭和21年）が発生した日です。

この日は、愛媛県防災対策基本条例により「えひめ防災の日」と定められ、県市町・事業者・自主防災組織など総ぐるみで、防災意識の啓発や防災訓練などに取り組むこととされています。

今後発生が心配されている南海地震などの大規模災害が起きたとき、県市町・消防などの関係機関は救援・救助活動に全力を尽くしますが（公助）、まず

は皆さん自身で自分の身を守る事が不可欠です（自助）。しかし、個人や家族の力だけではどうにもならない状況もありますので、隣近所や自主防災組織で助け合うことが大切になってきます（共助）。

また、12月17日（木）11時から「シェイクアウトえひめ（県民総ぐるみ地震防災訓練）」が実施されます。この訓練は、その場で①「まず低く」、②「頭を守り」、③「動かない」の安全確保行動を約1分間行うもので、誰

でも、どこでも参加することができます。詳しくは、町ホームページ又は県ホームページをご覧ください。

防災週間には次のことを行いましょう

- 非常時持出袋の準備・確認をしましょう。
- 避難所や避難路の確認、緊急時の連絡先などを家族で話し合いまししょう。
- 家族やご近所同士で誘い合っ
- て防災訓練などに参加しまし

ょう。
○家具などの転倒防止対策をしまし

■問合せ

防災対策課 TEL 72-0131

■水道課から

水道メーター検針員を 募集します

水道課では、次のとおり水道メーター検針員を募集します（対象は1区域です）。

提出書類など詳しくはお問い合わせください。

募集人数 1名

申込期日 12月18日（金）

資格要件 町内在住の20歳以上55歳未満の方

検針区域 城辺・御荘区域（三島団地、土居、上永ノ岡、下

永ノ岡、馬瀬、節崎、栄町）900件程度

■申込み・問合せ

水道課 TEL 72-0835

■防災対策課から

防災フォーラムを開催します

『災害の教訓を活かす』子どもたちの命を守るために』をテーマに防災フォーラムを開催します。

災害に強いまちづくり、地域づくりに向けて共に考えましよう。

多くの方のご来場をお待ちしています。

日時 12月13日（日）

14時～15時40分

場所 御荘文化センターホール

■内容

- ・愛南町PTA東北視察研修報告
- ・パネルディスカッション「子どもたちの命を守るために」

■問合せ

防災対策課 TEL 72-0131

■環境衛生課から

飼い犬・飼い猫の引き取りについて お知らせします

愛南町では、所有者から犬・猫の引き取りを依頼された場合、一時保留することにより、動物の命を見つめ直すための時間を確保するとともに、終生飼養について考えていただくため、申し出を受けた日から、2

週間以上経過した日を指定して引き取りを行います（平成28年

1月から）。

終生飼養の徹底や、安易な飼育の防止について、社会全体の意識の向上を目的としていますので、ご理解とご協力をお願いします。

■問合せ

環境衛生課 TEL 72-7316

■町民課から

付加年金をご存知ですか

第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に付加保険料(月額400円)をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。

付加年金の年金額は、「200円×付加保険料を納めた月数」で計算されます。

ただし、付加年金には、物価の上下に対応した「物価スライド制度」などはありません。一方、付加年金は老齢基礎年金といっしょに支給されるため、繰上げ支給又は繰下げ支給をしたときには、本体の老齢基礎年金と同じ割合で減額又は増額されることとなります。

付加保険料を納めることができる方は

◆自営業者などの国民年金の第1号被保険者の方に限られます。

◆60歳以上65歳未満の方など、国民年金任意加入者の方も付加保険料を納めることができます。

◆半額免除などの一部免除を含め、保険料を免除されている方は付加保険料を納められません。

◆国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納付できません。

付加保険料は申出した月分からお支払していただくこととなります。納付期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。

問合せ

宇和島年金事務所 国民年金課

TEL 0895-2215344

町民課 TEL 7217300

今月の社会保険

年金一日相談(予約制)

○12月17日(木)

10時～15時30分

(城辺商工会館2階)

問合せ 宇和島年金事務所

お客様相談室

TEL 0895-2215569

電話受付対応時間

8時30分～17時15分

■農業支援センターから

「餅つき・門松づくり体験」に参加しませんか

愛南グリーン・ツーリズム推進協議会では、「餅つき」と「門松作り」の参加者を募集します。昔ながらの臼と杵を使った餅つきと地元の竹を使った門

松づくりを一緒に楽しみませんか。
日時 12月19日(土) 10時～
場所 旧満倉小学校
体験料 1人 2,000円

申込締切日 12月17日(木)

問合せ 農業支援センター

TEL 7217311



税務課等から

12月納税等のお知らせ

固定資産税	3期分/4期分
国民健康保険料	7期分/10期分
介護保険料	7期分/10期分
後期高齢者医療保険料	6期分/9期分
保育料	月末
下水道使用料	月末

町税を滞納している方には、まず督促状によって納税を促しています。町税を滞納されますと、本来、納めるべき税額のほかに延滞金がかかります。

①町税等、住宅使用料、住宅共益費、駐車場使用料は、毎月、当月分が月末に振替となります。

②上水道使用料・簡易水道使用料の振替日は毎月21日、再振替日は翌月の10日です。

※該当日が休日の場合は翌日となります。

固定資産税についてお知らせします

【償却資産の申告は】

2月1日(月)までに

償却資産とは、事業に使用する

る資産(構築物、機械、器具、

備品など)のことで、土地や家

屋と同様に固定資産税の課税

対象です。所有者は法令に基づ

き、毎年1月1日現在の町内に

おける資産状況を町に申告する

必要があります。

今年中に新しく設立した事業

所や昨年に引き続き申告が必要

な事業所などに対し、12月末ご

ろに申告案内を送付しますの

で、2月1日(月)までに必ず申

告してください。また、町内に

償却資産を所有している事業所
で案内が届いていない場合はご
連絡ください。

【太陽光発電設備を 設置したときは】

太陽光パネルなどの太陽光発

電設備(再生可能エネルギー発

電設備)も固定

資産税の課税

対象となり、

償却資産(固定

資産)として町

への申告が必

要な場合があ

ります。



設置者	規模	
	10kw以上	10kw未満
個人(住宅用)	経済産業省の認定を受け、 売電(全量・余剰)目的によ る設置の場合のみ対象	対象外
個人(事業用)	発電規模や売電の有無に関わらず対象	
法人		

【太陽光発電設備を 設置した土地の評価・課税】

太陽光発電設備を設置した土

地は、利用状況から判断し、地

目を雑種地などに認定します。

そのため、農地や山林などを太
陽光発電設備用地として利用し
た場合は評価額・税額が上がる
場合があります。

問合せ 税務課 TEL 72-7301

水道料金の改定についてお知らせします

愛南町議会の平成27年9月定例会で水道料金の改定条例が可決され、水道料金は平成28年5月(4月使用分)から次のとおり新料金体系となります。

【現行の水道料金表】

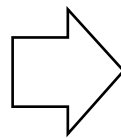
平成28年4月(3月使用分まで)

給水装置の諸別	基本料金(8m ³ まで)	超過料金(1m ³ あたり)
専用・共用(一般家庭)	1,100円	170円
その他	3,600円	170円
船舶用	1m ³ につき300円	

【新しい水道料金表】

平成28年5月(4月使用分)から適用

給水装置の諸別	基本料金(8m ³ まで)	超過料金(1m ³ あたり)
専用・共用(一般家庭)	1,150円	200円
その他	3,600円	170円
船舶用	1m ³ につき300円	



*「基本料金」とは水道使用量に関係なく課金されるもので、水道施設の減価償却費やメーター交換費用など固定的に必要な経費を賄うものです。

*「超過料金」とは動力費や薬品費など使用水量によって変動する経費を賄う料金であり、メーター検針により把握した使用水量に応じて変動します。

*「その他」とは臨時工事用で、不定期に使用するものです。

*水道料金は基本料金と超過料金の合計に消費税率を乗じた額とします(10円未満切り捨て)。

問合せ 水道課 TEL 72-0835

■総務課から

住民参画推進制度の実施状況について お知らせします

住民参画推進制度は、住民の皆様が町政に参画していただき、その意見を町政に反映させる制度です。具体的には、委員会及び懇話会の設置による住民の皆様からの意見聴取、住民の皆様が町の計画等の案について意見を求める「住民の意見表明制度」（パブリック・コメント）、住民アンケート等の手法があります。

平成26年度の実施状況は次のとおりです。また、町の委員会等については、一部を除いて公開しており、傍聴できます。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

【委員会及び懇話会について】

- ・委員数 694名
- ・委員男女比
男性485名(70%)
女性209名(30%)

※男女比目標値は、

男女とも30%以上

- ・公募委員の率 7%

※目標値は、20%以上

- ・会議公開件数 74件



【住民の意見表明制度について】

第2次愛南町食育推進計画（素案）、地域防災計画（修正案）、地域公共交通網形成計画（案）、第2次障害者計画・第4期障害福祉計画（素案）、第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画（素案）、子ども・子育て支援事業計画（案）計6件

【住民アンケートについて】

障害者等の実態を把握するためのニーズ調査、買物環境等に関するアンケート、町民の食生活に関するアンケート、農産物（柑橘）の販売促進及び労働力確保に関するアンケート 計4件

問合せ

総務課 TEL 7211211

■選挙管理委員会から

寄附禁止のルールを守って 明るい選挙を実現しましょう

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは法律で禁止されており、違反すると罰せられます。また、有権者が寄附を求めるとも禁止されています。



政治家の寄附禁止

政治家の関係団体の寄附の禁止
政治家が役員や構成員である団体が、政治家の氏名を表示して選挙に関する寄附を求めると処罰されます。



政治家の寄附は
レッドカード

■政治家の寄附の禁止

政治家（候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者）は、寄附をすると処罰されます。

■後援団体の寄附の禁止

後援団体が花輪や香典、祝儀などを出すと処罰されます。

■あいさつを目的とする

政治家や後援団体が有料のあいさつ広告を出すと処罰されます。

有料広告の禁止

■政治家に対する寄附の 勧誘・要求の禁止

有権者が威迫して、あるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。



贈らない・求めない・受け取らない

■年賀状等のあいさつ状の禁止
政治家は年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられています。

問合せ

町選挙管理委員会

TEL 7211211

お酒を飲み過ぎていませんか

健康にも影響の少ない「節度ある適度な飲酒」とは、1日に純アルコールで20グラム程度の飲酒をいいます。愛南町の平成25年度健康づくりアンケートで、お酒を飲む男性のうち、1日1合以上飲む人の割合が63・9%と、適量を越えています。

また、男性の33・8%の人が週6日以上お酒を飲むという結果が出ています。健康のために、週に2回は休肝日を作りましょう。

アルコール20gが体から消失するのにかかる時間は、体格や体質等で個人差がありますが、約4時間と言われています。夜遅くまで飲むと次の日までアルコールが残る可能性がありますので、飲む量、飲む時間を考えましょう。



【お酒の適量】



ビール(5%)
中ビン1本(500ml)
アルコール量 20g



清酒(15%)
1合(180ml)
アルコール量 22g



缶チューハイ(8%)
1缶(350ml)
アルコール量 22g

問合せ

保健福祉課 TEL 72-11212

年末年始の役場業務をお知らせします

役場本庁(TEL 72-11211)	12月29日(火)から1月3日(日)まで休業
内海支所(TEL 85-0311)	12月29日(火)から1月3日(日)まで休業
御荘支所(TEL 72-1111)	戸籍関係の届出の受付、埋火葬許可証の発行は行います。
一本松支所(TEL 84-2211)	
西海支所(TEL 82-1111)	
国保一本松病院 (TEL 84-2255)	
内海診療所(TEL 85-0341)	
御荘文化センター (TEL 73-1111)	12月29日(火)から1月3日(日)まで休業
御荘夢創造館 (TEL 72-1116)	
DE・あ・い・21 (TEL 85-1021)	
御荘B&G海洋センター (TEL 72-1117)	12月28日(月)から1月3日(日)まで休業
一本松温泉あけぼの荘 (TEL 84-3260)	年末年始、無休で営業
御荘霊苑(TEL 72-4420)	1月1日(金)が休業
環境衛生センター (TEL 72-6955)	<ul style="list-style-type: none"> ・1月1日(金)から1月3日(日)まで可燃ごみ収集業務は休み ・粗大ごみの持込みは12月28日(月)12時まで ・新聞、雑誌、ダンボールの持込みは12月30日(水)15時まで ※1月4日(月)から、可燃・資源ごみ収集、新聞・雑誌・ダンボール及び可燃性粗大ごみの持込み等、通常どおりです。